

近畿学校保健学会通信

No. 47

昭和 59 年 2 月 6 日
近畿学校保健学会事務所
〒543 大阪市天王寺区南河堀町4
大阪教育大学保健学教室内
TEL 06-771-8131(内線242)
振替口座番号 大阪 0-308509

第 31 回近畿学校保健学会の開催にあたって

第 31 回近畿学校保健学会会長 後 藤 英 二

昭和 59 年の初春を迎え、厳寒の候、会員の皆様方には、それぞれ学校現場や職場で子ども達の健康を守るため日夜御活躍のことと拝察致します。

このたび図らずも第 31 回近畿学校保健学会会長を拝命し、この大阪で 6 年前に第 25 回学会事務局長をやらせていただいた私としては年月のたつことの早さに驚くとともに感無量のものがあります。もとより任にあらずとは思いますが、皆様の御支援を得て、意義深い学会にいたすべく微力を尽くしたいと存じます。

本年度学会開催地となります大阪は経済中心都市、商都、商人の町というイメージが強く、また大阪人は「もうかりまっか」の挨拶で始まるぐらい実利的でそろばん勘定に合わない事には絶対金を出さないと云われています。だから大阪は学術都市、学都、文人の町とはなりえないし、学問研究が育つ土壤がないと思われています。しかし、かつては大阪を中心として近畿一円が日本文化発祥の地であり、文化中心都市であり、文人の町であったし、遠い将来に於て勘定の合う事には必ず金を出すのが大阪人であるから学問の育つ町であり、育てねばならないと、やゝ我田引水的に生粋の浪速っ子である私は思いますし、この一小地方学会を学術不毛の土壤への一粒の麦たらんと抱負をもっている次第です。

教育目的に従って教育を実施する場としての学校のはたしている役割は、技術、科学、芸術、道德などの文化遺産の継承にあると同時に新しい文化の創造にあるといわれています。学校保健が学校教育の推進にあり、教育基本法第一条の目的と学校保健法第一条の目的と軌を一にするところであり、戦後学校保健が教育活動の一環として位置づけられ、現在では、その対象人数が、わが国総人口の 1/4 にもなっている事実は、皆様の周知するところであります。しかるに、学校教育の荒廃とともに学校保健がはたしてきた役割は、何んであったか原点に立ち帰って反省しているのは私だけではないと思います。一方、実践活動的であった学校保健が理論構築をして学問体系化し学校保健学となって日も浅いとはいえ、これを専攻とする私ですら汗顔の想いを抱く程の未熟であります。この学際的ですからある学問を大成するのは、偏に全国学会・地方学会に参加している会員各位の英知の結集であり、努力の積み重ねであると考えております。

そのために、皆様の御期待にそえるような企画をねっておりますが、会員各位におかれましてでもできるだけ多数お集り願ひ、日々の体験を通した自由な意見の交換と相互の交流を深められんことを切望するとともに、同学同愛の士の御参集により、かならず成果があがることを確信しお待ちしております。

第30回近畿学校保健学会を終えて

第30回近畿学校保健学会会長 山城 正 之

さる7月3日の第30回近畿学校保健学会は300名をこえる参加者をえて開催することができましたことは、会員の皆様の御支援によるものであり深く感謝申し上げます。一般演題が34題に及びましたことは斯学会の将来に明るい展望を与えるものとして大へん力づけられていることです。

しかしながら私がいまでもおそれていますことは、この学会に参加して日が浅く、学会の研究の流れと蓄積、とくに会員のお一人お一人についてほとんど存知あげないために、適切な特別行事を組めなかったのではないかとことです。学会の企画、運営につきましては、兵庫地区評議員の全体によって組織するという方針で行ないましたが、事実上会長独断ということになったとおそれているからです。今後小生もこの学会に参加責任を分担していくということで御覚容を願うほかありません。

学会運営の手順につきましては、前学会長北村李軒教授からくわしい申し送りをうけました。横尾能範事務局長のもとでスムーズに運ぶことができました。今回の学会運営にあたり、神戸大学養護教諭特別別科（その前身の養護教員養成課程をふくめて）の500名をこえる全卒業生名簿をつくりましたが、その過程で第30回学会の周知方を行ないました。兵庫県および神戸市各教育委員会を煩わし、学会開催の情報を県下全学校に伝えていただきましたので、その効果として学会員の増加、および学会参加者に反映したのではないかと考えております。

学会長という立場で、今日学校保健に求められている課業とその大きさについて考えさせられた一年でしたが、本年の大阪学会はじめ将来の近畿学校保健学会の発展を願わずにはいられません。

末尾に上林久雄幹事長はじめ学会幹事の皆様、補助金、援助金の確保について特別の力添えをいただいた兵庫での前学会長美崎教正教授、兵庫県および神戸市各教育委員会学校保健当該課の方々の御尽力に厚く御礼申し上げます。

第31回近畿学校保健学会開催要領

1. 会 長 大阪教育大学教授 後 藤 英 二
2. 事 務 局 〒543 大阪市天王寺区南河堀町4 大阪教育大学保健学教室
第31回近畿学校保健学会事務局
(事務局長 大阪教育大学教授 上延富久治)
(06)771-8131(代)241、243
3. 開 催 期 日 昭和59年7月8日(日)
4. 会 場 ホテル大阪ガーデンパレス
〒532 大阪市淀川区西宮原1-3-35
(大阪市 地下鉄「新大阪」、国鉄「新大阪」下車)
(06)396-6211(代)
5. 内 容 (1) 一般講演
(2) 「最近の子どもの発育・発達の特徴と学校保健」のテーマによる特別講演シンポジウムをおこなう。(演者等未定)
(3) 総会、評議員会
(4) 懇親会(未定)
6. 年次学会での参加について
次号「学会通信」でお知らせしますが、それまでにできるだけ、会員となって頂くようお願いします。

近畿学校保健学会名誉会員、京都大学名誉教授三浦運一先生は昭和58年11月7日、肺気腫による心不全のためご逝去されました。先生は大正10年、京都大学医学部ご卒業後、衛生学にご研鑽になり、昭和22年から昭和34年まで京都大学医学部教授として、国民の衣食住生活の改善に優れた成果をあげられ、さらに、学校環境衛生の対策にもご尽力され、第2回近畿学校保健学会長として学会の今日の発展に寄与されたのであります。

ここに学会としては、先生の功績をたたえ、ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

(上林久雄)

昭和59年度会費納入について

第28回近畿学校保健学会総会において別紙のように学会会則が改正され、昭和57年度より恒久会員制を設けることになりました。当分の間、本会の趣意に賛同され会員として会費を納入して頂きますと、年2～3回学会通信及び年次学会の案内をお送り致します。又、昭和59年度年次学会(於大阪)での研究発表は共同発表者も含めて会員でないとできませんので、会員を希望される方は昭和59年6月30日までに昭和59年度会費3,000円を同封振替用紙にて学会事務所まで納入されますようお願い致します。

近畿学校保健学会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は近畿学校保健学会と称する。
- 第2条 本会は学校保健に関する研究を行い、学校教育に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の事務所は幹事長のもとにおく。

第2章 事 業

- 第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 総会、年次学会の開催
 2. 会誌その他出版物の刊行
 3. 学校保健に関する調査研究
 4. その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

- 第5条 会員は本会の目的に賛同し、会費を納入したものとする。
- 第6条 会員は年次学会、会誌などを通じて研究を発表することができる。また会誌の配布および本会の事業について連絡を受ける。
- 第7条 本会には賛助会員および名誉会員をおくことができる。
- 第8条 賛助会員は本会の目的を達成するために賛助の意を表し、評議員会の承認を経たもので賛助会費を納めたものとする。
- 第9条 名誉会員は学校保健に関し、学識、経験に富み、本会に功労のあったもので、評議員会の推薦にもとづき、総会で承認されたものとする。
- 第10条 会員は会費を滞納し、若しくは本会の名誉をけがす行為があったときには評議員会の議決により除名することができる。

第4章 役 員

- 第11条 本会に次の役員をおく。
1. 評議員 若干名
 2. 幹 事 若干名（うち1名を幹事長、一部を常任幹事とする）
 3. 監 事 2名
- 第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員は会員より選出されるものとする。
- 第13条 役員の選出方法は別に定める。
- 第14条 役員の任務を次のように定める。
1. 評議員は評議員会を組織する。
 2. 幹事は幹事会を組織する。常任幹事は会務を処理する。幹事長は学会を代表し、会務を統括する。
 3. 監事は会計を監査する。

第 5 章 会 議

- 第 15 条 本会の会議は総会、評議員会および幹事会とする。
- 第 16 条 総会は幹事長が毎年 1 回召集し開催する。必要に応じ臨時総会を開催することができる。
- 第 17 条 評議員会は幹事長が召集し、本会の運営に関する重要な事項を審議決定し、総会の承認をうるものとする。
- 第 18 条 幹事会は幹事長が召集し、評議員会に提案する議題の審議ならびに総会、評議員会から委任された会務を処理する。
- 第 19 条 評議員会および幹事会は構成員の過半数をもって成立する。

第 6 章 年次学会

- 第 20 条 本会は毎年 1 回年次学会を開催する。
- 第 21 条 年次学会長は会員のうちから評議員会で選出し、総会で承認され、年次学会の運営にあたる。
2. 年次学会長は幹事会に出席することができる。

第 7 章 会 計

- 第 22 条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもってあてる。
- 第 23 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- 第 24 条 本会の収支決算は、監事の監査を受け、評議員会の議を経て総会の承認を得るものとする。

雑 則

- 第 25 条 本会則の変更は総会の決議によるものとする。

附 則

- 第 26 条 会費は年額 3,000 円とする。
- 第 27 条 本会則は、昭和 28 年 6 月 29 日より施行する。
- 昭和 33 年 6 月 13 日
一部改正
- 昭和 39 年 5 月 17 日
一部改正
- 昭和 49 年 9 月 6 日
一部改正
- 昭和 56 年 7 月 9 日
改正
- 昭和 57 年 6 月 8 日
改正